

B-1  
運用事務用

普通財産決議書

データ番号

入力外

文書保存 30年 10年 5年

会計 一般管理 貸付(時価・減額・無償) 使用承認(有償・無償)  
特々態様 準貸付 管理委託 既往使用料 一時貸付

(ふりがな) 〒532-0026 相手方住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号	(ふりがな) TEL. 氏名 学校法人 森友学園 理事長 籠池 康博 旧管理態様 ( )	財産細別 <input type="radio"/> 物納(1) <input type="radio"/> 旧軍(2) <input checked="" type="radio"/> その他(3)	新規等 <input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 改定 <input type="radio"/> 更新 <input type="radio"/> 更改 権利 譲渡 等 <input type="radio"/> 移行
(ふりがな) 所在地 豊中市野田町1501番	(ふりがな) 旧口座名 大阪国際空港豊中市場外用地		
台帳索引番号 ( ) 台帳ページ ( ) ( )			

区分	建物番号	台帳数量	台帳価格	契約等数量	(見積)貸付料年額(減額前)	(見積)貸付料年額(契約額)	相手方分類
土地		8,770.43 m <sup>2</sup>	763,027,410 円	8,770.43 m <sup>2</sup>	27,251,706 円	27,300,000 円	<input type="radio"/> 公共(1) <input type="radio"/> 公益(2) <input type="radio"/> 出資等(3) <input checked="" type="radio"/> 法人(4) <input type="radio"/> その他(5) <input type="radio"/> 国(6)
回数		第1年次		第2年次		第3年次	
		自27.5.13至28.5.12		自28.5.13至29.5.12		自29.5.13至30.5.12	
		履行期限		納付額		履行期限	
		納付額		履行期限		納付額	

貸付期間	
H27.5.13 ~ H37.5.12	
当初貸付始期	
H27.5.13	

別紙1のとおり

契約適用法令	会計法第29条の3条5項号	承諾料	円	既往使用(貸付)料	円
適用法令	于算決算及び会計令第99条21項号	増改築 名義書換	円	期間	自 至
契約別	<input type="radio"/> 借地 <input type="radio"/> 一時 <input type="radio"/> 借家(民・国) <input checked="" type="radio"/> 他	第 号	損害賠償金	円	計
用途	私立小学校敷地	用途指定 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	信託当金	円	延滞金 ( % )
			既往債務 有・無	延滞利息 ( % )	円
			未納 ( 円 )	履行期限	年 月 日

特記事項 別紙2のとおり		台帳照合 月 日 印	4票送付 月 日 印
		3票送付 月 日 印	2票送付 月 日 印
局長	主管部長 委任	主管次長	統括官(1)課 業務1班
	総務部長		起案者 平成27年4月28日 E W 第20号
			決裁完了 H27年4月28日
			契約(通知)
			納入
合議部課		検証者	告知
			官印押印者 年 月 日



# 自動車安全特別会計空港整備勘定

年度 四半期

C-1 普通財産売払決議書 データ番号 入 力 外

一般管理  所管換(有償・無償)  売払(時価減額)  譲与  
 特々 態様  出資  交換  既往使用料

文書保存  30年  10年  5年

(ふりがな) 〒 532-0026 (ふりがな) TEL. 06-6301-2166  
 相手方住所 氏名 学校法人 森友学園  
 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号 理事長 籠池 康博  
 旧管理態様( )

(ふりがな) (ふりがな)  
 所在地 旧口座名  
 豊中市野田町1501番 大阪国際空港豊中市場外用地

種目	建物番号	台帳数量	台帳価格	契約等数量	(見積)評価額(減額前)	(見積)契約等価額(交換差金)	相手方分類
宅地		8,770.43㎡	763,027,410円	8,770.43㎡	134,000,000円	134,000,000円	<input type="radio"/> 公共(1) <input type="radio"/> 公益(2) <input type="radio"/> 出資等(3) <input checked="" type="radio"/> 法人(4) <input type="radio"/> その他(5) <input type="radio"/> 国(6)

契約適用法令	会計法第29条の3第5項	条項号	延納	既往使用料
	適用法令	予算決算及び会計令第99条第21号	期間 10年	期間 自 至
用途	私立小学校敷地	用途指定	即納金 27,870,000円	過年度分 円
	<input type="radio"/> 禁止条項 <input checked="" type="radio"/> 買戻特約	契約書式 第2号	延納代金 106,130,000円	本年度分 円
特約	<input type="radio"/> 禁止条項 <input checked="" type="radio"/> 買戻特約	契約書式 第2号	延納利息 5,866,093円	計 円
			担保 売払物件	延滞金 ( %) 円
			価値 107,200,000円	延滞利息 ( %) 円
			契約保証金 円	免除履行期限 年月日

その他	実態調査	地籍調査	業務委託	登記	測量	既往債務 有・無
土地	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	未納( 円)

**特記事項**  
 決裁後は、別案1により相手方に契約通知を行った上、別案2により契約締結してよろしいか。  
 また、別案3～別案7により大阪航空局宛て通知してよろしいか。

局長所	主管部長	主管次長	統括管(1)	上席管理官	担当管理官	起案者
	総務部長		総務課長		総務係長	業務第1班
合部議課	検証者		文書取扱主任		官印押印者	
	28.6.20		28.6.20		28.6.20	

台帳照合 月日 ④ 4票送付 月日 ④  
 3票送付 月日 ④ 2票送付 月日 ④  
 起案 平成28年6月13日 ES第28号  
 決裁完了 H28年6月14日  
 契約(通知) H28年6月20日 ES第28号  
 納入告知 H28年6月20日 (口頭告知) 号  
 履行期限 H28年6月20日  
 代金(即納金)納入 H28年6月20日  
 官印押印者 28.6.20

近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書  
ファイル名

近畿財務局決裁文書 (甲)

保存期間

10年

保存期間  
満了日

2024年末

情報の格付け 取扱制限		機密性 ( 3 ・ ( 2 ) ・ 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統-1 第182号	
照合	2月4日	標識欄 ( )	至急 その他 ( )	發送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 ( ) その他 ( )	受領印	文書日付	平成27年2月4日
発送	2月4日					決裁日付	平成27年2月4日	
完結	月 日					注意事項	起案日付	平成27年2月3日
局長	主管部長 委任	主管次長	主管課長	課長補佐 (上席管理官)	係長 (担当管理官)	文書取扱 主任	起案者 起案番号 第182番	
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長			
合議部課						公印押印済表示 電子署名付与済表示 27.2.-4		
受信者 伺 ( 財務省理財局長。 )				発信者 ( 近畿財務局長。 )				
件名 普通財産の貸付けに係る承認申請について。					伺 決 定 申 請 回 答	供 通 依 進	覧 達 頼 達	報 通 照 承 告 知 会 認
下記財産に係る標記のことについて、別添調書のとおり適当と認められるので、平成13年3月30日付財理								
第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達 記の第1節の第11の1の規定に基づき、別案により申請して								
よろしいか。								
記								
(所在地) 大阪府豊中市野田町1501番。								
(区分・数量) 土地 ・ 8,770.43㎡								
(所属会計) 自動車安全特別会計 (空港整備勘定)。								

## 決裁・供覧

件名	普通財産の貸付けに係る特例処理について				文書番号		
					財理第2109号		
伺い文	上記のことについて、別案のように承認通知してよろしいか伺います。						
起案	起案日	平成27年4月28日		受付日			
	部署	財務省 理財局 国有財産業務課 国有財産審理室 訟務係		決裁	決裁処理期限日	平成27年5月1日	
					決裁日	平成27年4月30日	
	起案者	日野 貴之		施行	施行処理期限日	平成27年5月1日	
	連絡先				施行日	平成27年4月30日	
	大分類	平成27年度普通財産貸付事務処			施行先		
	中分類	承認			施行者		
	名称(小分類)	決裁文書、承認申請書		取扱上の注意			
	秘密区分	なし		格付け 保存	機密性格付け	2	
	秘密期間終了日				取扱制限		
指定事由			行政文書保存期間		10年		
			保存期間満了時期	平成38年03月31日			
決裁・供覧欄							
備考							

理財局  
飯塚 厚 (次長) 【済】

理財局 総務課  
古谷 雅彦 (課長) 【済】

理財局 総務課  
芹生 太郎 (課長補佐) 【済】

理財局 総務課 文書係  
小西 昭夫 (係長) 【済】

理財局 国有財産企画課  
中村 稔 (課長) 【済】

理財局 国有財産企画課  
中村 武浩 (課長補佐) 【済】

理財局 国有財産企画課  
塔崎 隆文 (係長) 【済】

決  
理財局 国有財産企画課  
竹田 純也 (係員) 【済】

裁  
理財局 国有財産業務課  
橋本 徹 (課長) 【済】

理財局 国有財産業務課 国有財産審理室  
田村 嘉啓 (室長) 【済】

理財局 国有財産業務課  
瀬川 正志 (専門調査官) 【後関】

供  
理財局 国有財産業務課  
影山 剛士 (課長補佐) 【済】

理財局 国有財産業務課  
和田 直之 (国有財産業務実務指導官) 【済】

覧  
理財局 国有財産業務課 債権管理係  
井原 康浩 (係長) 【後関】

欄  
理財局 国有財産業務課 国有財産審理室  
河野 茂樹 (課長補佐) 【済】

理財局 国有財産業務課 国有財産審理室  
橋本 博行 (訟務専門官) 【済】

理財局 国有財産業務課  
石尾 哲郎 (国有財産情報分析官) 【同報】

理財局 国有財産業務課 債権管理係  
柏倉 隆 (係員) 【同報】

別紙様式第13号 (本局用)

近畿財務局決裁文書 (甲)




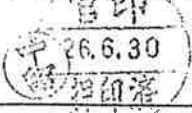
行政文書  
ファイル名

未利用国有地取得要望

保存期間

財産処分後  
10年

保存期間  
満了日

情報の格付け 取扱制限		機密性 ( 3 ・ (2) ・ 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統-1第 887 号			
照合	月 日	標識欄 至急 その他 ( )	發送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 ( ) その他 ( )	受領印	文書日付	平成26年 6 月 30 日			
發送	月 日					決裁日付	平成26年 6 月 30 日			
完結	月 日					注意 事項	起案日付	平成 26 年 6 月 30 日		
局長	主管部長	主管次長	主管課長 委任	課長補佐 (上席官)	担当管理官 	文書取扱 主任 	起案者  起案番号 第 887 番			
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長					
合議部課						公印押印済表示 電子署名付与済表示 				
受信者 伺 (案1~3 : 豊中市長)				発信者 近畿財務局長						
件名 承諾書の提出について					伺 決申回	定請 答	供 通依 進	覧 達 頼 達	報 通 照 承	告 知 会 認
下記国有地に係る標記の件については、別紙調書のとおりであるため、別案1~3により										
提出してよろしいか。										
記										
豊中市野田町1501番										



近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書  
ファイル名

保存期間

3年

保存期間  
満了日

2018年3月末






情報の格付け 取扱制限		機密性 ( 3 ・ ② ・ 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統一第 234 号			
照合	月 日	標識 欄 ( )	至急 その他 ( )	發送 種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 ( 其他 )	受領印	文書日付	平成 〇 年 〇 月 日		
發送	月 日					決裁日付	平成 27 年 2 月 20 日			
完結	月 日					起案日付	平成27年2月12日			
局長	主管部長 供覧	主管次長 供覧	主管課長 委任	課長補佐 (上席官)	係長 (管理官)	文書取扱 主任	起案者統括官 (1) 起案番号 第 234 号			
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長					
合議部課						公印押印済表示 電子署名付与済表示				
受信者 伺) 学校法人森友学園 理事長。					発信者 近畿財務局長					
件名 未利用国有地等の処分等の相手方の決定通知について。					① 決 申 回	定 請 答	供 通 依 進	覧 達 頼 達	報 通 照 承	告 知 会 認
平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」。通達に基づく標記の件										
については、下記財産に対する公的取得等要望があったところ、平成27年2月10日開催の国有財産近畿地方										
審議会に諮問した結果、可との答申を得たので、別案により処分等相手方に通知してよろしいか。										
記										
所在地：豊中市野田町1501番 区分・数量：宅地・8,770.43㎡										



近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書 (大) 平成27年度普通財産の貸付  
 ファイル名 (中) 財産の運用 (小) 普通財産貸付議書

保存期間 運用終了の日に  
 係る特定日以後  
 10年 保存期間  
 満了日

情報の格付け 取扱制限		機密性 ( ③ · 2 · 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統-1第 号				
照合	月 日	標識欄 ( )	至急 その他 ( )	發送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 ( ) その他 ( )	受領印	文書日付	平成 年 月 日			
發送	月 日						決裁日付	平成 27 年 4 月 27 日			
完結	月 日						注意 事項	起案日付	平成 27 年 4 月 27 日		
局長	主管部長 	主管次長 委任 (不在) 	主管課長 	上席管理官 	担当管理官	文書取扱 主任 	起案者  起案番号 第 613 号				
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長						
合議部課						公印押印済表示 電子署名付与済表示					
受信者				発信者							
件名 予定価格の決定について (年額貸付料 (定期借地))						伺 決 申 回	定 請 答	供 通 依 進	覧 達 頼 達	報 通 照 承	告 知 会 認
下記国有地に係る標記のことについて、別添のとおり決定してよろしいか。											
記											
(所在地) 豊中市野田町1501番											
(区分・数量) 土地・8, 770. 43㎡											
※平成27年3月11日付近財統-1第263号で予定価格を定めた事案について、再度予定価格を決定するもの											

別紙様式第13号 (本局用)

近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書  
ファイル名

未利用国有地等の  
売却促進処理方針

保存期間

3年

保存期間  
満了日

2018年3月末

情報の格付け 取扱制限		機密性 ( 3 ・ ② ・ 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統-1第539号
照合	月 日	標識欄 ( )	至急 その他 ( )	發送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 ( ) その他 ( )	受領印	文書日付
発送	月 日					決裁日付	平成27年 4 月 28 日
完結	月 日					注意事項	起案日付
局長	主管部長 委任	主管次長	主管課長	課長補佐 (上席官)	係長 (専門官)	文書取扱 主任	起案者統括官 (1) 案前1班 起案番号 第 539 号
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長		
合議部課	国調官 (普財)	総括専門官	調整 1 班	管総 2 課長	総括専門官	計画 2 班	公印押印済表示 電子署名付与済 表示 30 押印済
受信者				発信者			
伺 ( 大阪航空局長 )				( 近畿財務局長 )			
件名					① 伺 決定 供 覽 報 告 申請 通 達 通 知 回答 依 頼 照 会 進 進 進 承 認		
平成25年4月30日付阪空補第590号をもって大阪航空局長から処分依頼のあった下記財産の処分については、 別紙調書のとおり学校法人森友学園と貸付契約等締結することが適当と認められるため、平成23年6月27日付 財理第3002号「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」通達記の第3の2 の規定に基づき、別案により大阪航空局長に通知してよろしいか。 また、本決議をもって、国有財産法第14条第8号に基づく協議に対する同意の決議を兼ねるものとする。							
記							
豊中市野田町1501番 (土地・8,770.43㎡：大阪国際空港豊中市場外用地)							

別紙様式第13号 (本局用)

近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書  
ファイル名

平成29年度普通財産の管理処分  
全般  
処理方針 (特別会計)

保存期間 5年

保存期間  
満了日 2020年度末

情報の格付け 取扱制限		機密性 ( 3 ・ ② ・ 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統一第 210 号			
照合	月 日	標識欄 ( )	至急 その他 ( )	發送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録	受領印 平成28.2.25 [印]	文書日付	平成28年2月25日		
發送	月 日				親展 使送 電気通信回線 ( )		決裁日付	平成28年2月25日		
完結	月 日				注意事項 ( )		起案日付	平成28年2月23日		
局長	主管部長	主管次長	主管課長 委任 [印]	課長補佐 (上席官)	係長 (管理官)	文書取扱 主任	起案者統括官 (1) [印] 起案番号 第 210 号			
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長					
合議部課								公印押印済表示 電子署名付与済 表示 [印] 押印済		
受信者 伺 ( 大阪航空局長 )				発信者 ( 近畿財務局長 )						
件名 有益費支払いに関する意見について (照会)						同 決 申 回	定 請 答	供 通 依 進	覧 達 頼 達	報 告 通 照 承 知 会 認
平成25年4月30日付阪空補第590号をもって大阪航空局長から処分依頼があり、学校法人森友学園と平成27年										
5月29日付EW第38号国有財産有償貸付合意書により定期借地による貸付けを行った下記財産について、貸付										
相手方から同合意書第6条第1項に定める土壤汚染及び地下埋設物の除去工事を行い、工事費の支払いを了した										
として関係資料の提出があったため、同合意書第6条第2項に基づき国が相手方に返還する有益費について										
別案により 大阪航空局に意見を照会してよろしいか。										
記										
豊中市野田町1501番 (土地・8,770.43㎡)										

近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書  
ファイル名

(夫) 普通財産 (中) 指導承認  
(小) 特別会計所属財産  
社会資本整備特別会計

保存期間

5年

保存期間  
満了日

平成27年度  
2020年9月

情報の格付け		機密性 ( 3 ・ ② ・ 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統 - 1 第 6 号
取扱制限						文書日付	平成28年3月30日
照合	月 日	標識欄 ( )	至急 その他 ( )	發送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 ( その他 )	受領印	決裁日付
發送	月 日					起案日付	平成28年3月29日
完結	月 日					注意 事項	平成28年3月29日
局長	主管部長 供覽	主管次長 供覽	主管課長 委任	課長補佐 (上席官)	係長 (管理官)	文書取扱 主任	起案者統括官 (1) 起案番号 第323号
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長		
合議部課							公印押印済表示 電子署名付与済 表示 30
受信者				発信者			
伺				( 近畿財務局長 )			
件名					①	供覽	報 告
有益費支払いに関する三者合意書の締結について					決 定	通 達	通 知
					申 請	依 頼	照 会
					回 答	進 達	承 認
平成25年4月30日付阪空補第590号をもって大阪航空局長から処分依頼があり、学校法人森友学園と平成27年							
5月29日付E W第38号国有財産有償貸付合意書により定期借地による貸付けを行った下記財産について、学校							
法人森友学園から、同合意書第6条第1項に定める土壤汚染及び地下埋設物の除去工事を行い工事費の支払いを							
了したとして関係資料の提出があり、大阪航空局に意見照会を行った結果、当該工事費用を同合意書第6条第							
2項に定める有益費として支払うことを妥当とする回答を得たことから、別案により近畿財務局・学校法人							
森友学園・大阪航空局の三者で有益費の支払いに関する合意書を取り交わしてよろしいか。							
記							
豊中市野田町1501番 (土地・8,770.43㎡)							

近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書  
ファイル名 平成28年度公共調停関係  
契約/不動産鑑定士等鑑定評価契約  
保存期間 契約期間満了後5年  
保存期間 満了日

情報の格付け 取扱制限		機密性 ( ㊟ ・ 2 ・ 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統一第 442 号			
照合	月 日	標識欄 その他 ( )	至急 その他 ( )	發送種別	普通・速達・審留 簡易書留・特定記録 親展・使送 電気通信回線 ( その他 )	受領印	文書日付	平成28年4月15日		
發送	月 日					決裁日付	平成28年4月14日			
完結	月 日					注意 事項	起案日付	平成28年4月14日		
局長	主管部長	主管次長	主管課長	課長補佐 (上席官)	係長 (専門官)	文書取扱 主任	起案者 業務1班 起案番号 第442番			
	支出負担行為 担当官	会計課長 代行	課長補佐	契約担当官 等補助官	經理係長	支出係長				
合議部課			首席国有財産管理官 首席鑑定官	首席国有財産管理官 上席鑑定官	首席国有財産管理官 鑑定官	公印押印済表示 電子署名付与済表示 28.4.15				
受信者 同				発信者 ( 支出負担行為担当官 近畿財務局総務部次長 )						
件名 国有財産の鑑定評価委託業務について (豊中市野田町1501番)					同 決 申 回	定 請 答	供 通 依 進	覧 達 頼 達	報 通 照 承	旨 知 会 認
下記財産の評価に当たり、別紙調書のとおり鑑定評価額を徴する必要があるため、別案(1)により見積り										
合せを実施し、予定価格を下回り、かつ、最低価格の見積書を提出した者に対し、別案(2)により鑑定評価										
を依頼するとともに、落選者に連絡してよろしいか。										
なお、本鑑定評価業務の監督職員、検査職員については、別添「検査職員及び監督職員指定表」のもの										
とする。										
記										
所在地等: 大阪府豊中市野田町1501番										
区分等: 土地										
数量等: 8,770.43㎡										

行政文書 (大) 平成28年度普通財産の売却  
 ファイル名 (中) 財産の処分 (小) 普通財産時価売却決裁書

保存期間 30年

保存期間満了日

2046年度末

情報の格付け 取扱制限		機密性 ( 3 . 2 . 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統-1第 号				
照合	月 日	標識欄 ( )	至急 その他 ( )	發送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 ( ) その他 ( )	受領印	文書日付	平成 年 月 日			
發送	月 日					決裁日付	平成 28 年 5 月 31 日				
完結	月 日					起案日付	平成 28 年 5 月 31 日				
局長	主管部長 供覧	主管次長 委任	主管課長	上席管理官	担当管理官	文書取扱 主任	起案者 起案番号 第 658 号				
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長						
合議部課							公印押印済表示 電子署名付与済表示				
受信者 伺 ( 学校法人森友学園 )					発信者 ( 近畿財務局長 )						
件名 予定価格の決定 (売却価格) 及び相手方への価格通知について						伺 決 申 回	定 請 答	供 通 依 進	覽 達 頼 達	報 通 照 承	告 知 会 認
下記国有地について、別紙のとおり予定価格を決定するとともに、決定した価格をもって下記相手方に											
通知してよろしいか。											
記											
(所 在 地) 豊中市野田町1501番											
(区 分・数 量) 土 地・8, 770. 43㎡											
(売却予定相手方) 学校法人森友学園《定期借地契約 (平成27年5月) により本財産を貸付中》											



別紙様式第13号 (本局用)

近畿財務局決裁文書 (甲)

行政文書  
ファイル名

未利用国有地等の  
売却促進処理方針

保存期間

3年

保存期間  
満了日

2019年3月末

情報の格付け 取扱制限		機密性 ( 3 ・ ② ・ 1 ) 情報				文書記号 番号	近財統--1第726号	
照合	月 日	標識欄 ( )	至急 その他 ( )	發送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線 ( ) その他 ( )	受領印	文書日付	平成28年 6 月 16 日
發送	月 日					決裁日付	平成28年 6 月 14 日	
完結	月 日					注意 事項	起案日付	平成28年 6 月 13 日
局長	主管部長 供覽	主管次長 委任	主管課長	課長補佐 (上席官)	係長 (専門官)	文書取扱 主任	起案者統括官 (1) 業務1班 起案番号 第 726 号	
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長			
合議部課	国調官 (普財)	総括専門官	調整 1 班 アト	管総 2 課長	総括専門官	計画 2 班	公印押印済表示 電子署名付与済 表示 28.6.6	
受信者 伺 ( 大阪航空局長 )				発信者 ( 近畿財務局長 )				
件名 特別会計所属普通財産の処理方針の決定について。					① 決 定 申 請 回 答	供 覧 通 達 依 進	報 告 通 照 承 認	
平成28年4月14日付阪空補第15号をもって大阪航空局長から処分依頼のあった下記財産の処分については、								
別紙調書のとおり学校法人森友学園と売買契約を締結することが適当と認められるため、平成23年6月27日								
付財理第3002号。「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」通達記の第3								
の2の規定に基づき、別案により大阪航空局長に通知してよろしいか。								
また、本決議をもって、国有財産法第14条第8号に基づく協議に対する同意の決議を兼ねるものとする。								
記								
豊中市野田町1501番。(土地・8,770.43㎡：大阪国際空港豊中市場外用地)。								



## 14件の決裁文書(起案日・決裁日・最終決裁権者)について

No	決裁文書名	起案日	決裁日	最終決裁権者	備考
1	貸付決議書①「普通財産決議書(貸付)」(平成27年4月28日)	H27. 4. 28	H27. 4. 28	近畿財務局管財部長	
2	貸付決議書②「普通財産決議書(貸付)」(平成27年5月27日)	H27. 5. 26	H27. 5. 27	近畿財務局管財部長	
3	売払決議書「普通財産売払決議書」(平成28年6月14日)	H28. 6. 13	H28. 6. 14	近畿財務局管財部次長	
4	特例承認の決裁文書①「普通財産の貸付に係る承認申請について」(平成27年2月4日)	H27. 2. 3	H27. 2. 4	近畿財務局管財部長	
5	特例承認の決裁文書②「普通財産の貸付に係る特例処理について」(平成27年4月30日)	H27. 4. 28	H27. 4. 30	財務省理財局次長	
6	承諾書の提出について(平成26年6月30日)	H26. 6. 30	H26. 6. 30	近畿財務局管財部 第1統括国有財産管理官	
7	未利用国有地等の処分等の相手方の決定通知について(平成27年2月20日)	H27. 2. 12	H27. 2. 20	近畿財務局管財部 第1統括国有財産管理官	
8	予定価格の決定について(年額貸付料(定期借地))(平成27年4月27日)	H27. 4. 27	H27. 4. 27	近畿財務局管財部次長	※委任者である次長が不在のため、直近上位者の部長が代わって決裁。
9	特別会計所属普通財産の処理方針の決定について(平成27年4月28日)	H27. 4. 14	H27. 4. 28	近畿財務局管財部長	
10	有益費支払いに関する意見について(照会)(平成28年2月25日)	H28. 2. 23	H28. 2. 25	近畿財務局管財部 第1統括国有財産管理官	
11	有益費支払いに関する三者合意書の締結について(平成28年3月29日)	H28. 3. 29	H28. 3. 29	近畿財務局管財部 第1統括国有財産管理官	
12	国有財産の鑑定評価委託業務について(平成28年4月14日)	H28. 4. 14	H28. 4. 14	近畿財務局管財部次長	
13	予定価格の決定(売払価格)及び相手方への価格通知について(平成28年5月31日)	H28. 5. 31	H28. 5. 31	近畿財務局管財部次長	
14	特別会計所属普通財産の処理方針の決定について(平成28年6月14日)	H28. 6. 13	H28. 6. 14	近畿財務局管財部次長	

平成30年3月14日  
財 務 省

「決裁文書についての調査の結果」(平成30年3月12日)で報告した決裁文書「予定価格の決定について(年額貸付料(定期借地))(平成27年4月27日)」に関して、

「調書」の後ろに添付されていた、メモ「公租公課相当額の取扱いについて(考え方の整理)」について、平成27年6月に削除されていることを確認した。

なお、本件は、12日にご報告した平成29年2月下旬から4月までの決裁文書の書き換えより2年近く前に行われ、国有地の売却より前の時点で行われたものである。

【メモ】 H27.01.16

### 公租公課相当額の取扱いについて（考え方の整理）

森友学園の処理方針について、理財局特例承認は、期間を10年間とする事業用定期借地契約を締結するという方針に対して、貸付通達における売払い前提の新規貸付けの特例として承認するものである。

貸付料から公租公課相当額を控除することについては、上記特例承認事項に含まれるものではないため、検査院等から根拠等を問われることも想定し、以下、考え方を整理するものである。

小学校という用途は、交付金非客体であり貸付料に公租公課相当額を含めることは合理性に欠けることから、交付金の客体とはならない用途で定期借地により貸付けする場合には、年額貸付料から公租公課相当額を控除すべきと考える。

（以下、業務課見解）

普通財産貸付料算定基準においては、公租公課相当額の控除について特段の規定はないものの、交付金の客体とならない用途での貸付けに関して、貸付料から公租公課相当額を控除することの適否を問われた場合、否定する理由はないと考える。